

薬食化発第 0615001 号

平成 16 年 6 月 15 日

各 { 都道府県
政令市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課
化学物質安全対策室長

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律の運用に伴う
留意事項について」の一部改正について

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律の運用については、昭和 50 年 2 月 17 日環企第 48 号（以下「通知」という。）により通知し、昭和 52 年 9 月 24 日環企第 104 号によりその一部を改正したところであるが、平成 16 年 3 月 17 日政令第 40 号及び平成 16 年 6 月 15 日厚生労働省令第 104 号をもって、有害物質にジベンゾ[a,h]アントラセン他 2 物質が指定され、これらを含有する家庭用品に係る基準が定められたことに伴い、通知を下記のとおり改正するので、了知の上周知徹底方願います。

記

1 通知の 3 中の「家庭用品に含有される有害物質の試験方法について」に（3）として、以下を追加する。

（3）クレオソート油及びその混合物で処理された家庭用の防腐木材及び防虫木材の試験に係る事項

ア 試料の採取方法については、広葉樹製材の日本農林規格（平成 8 年 7 月 11 日農林水産省告示第 1086 号、改正平成 9 年 9 月 3 日農林水産省告示第 1381 号及び平成 13 年 11 月 30 日農林水産省告示第 1599 号）別記の（1）の①のエの（イ）の試験法－2 の A の a 「試料液の調製」における試料の採取方法に準ずること。